



2023年8月2日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 マ ネ ー フ ォ ワ ー ド  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 CEO 辻 庸 介  
(コード番号：3994 東証プライム市場)  
問 合 せ 先 取 締 役 金 坂 直 哉  
グループ執行役員 CFO  
(TEL. 03-6453-9160)

## 2028年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、2023年8月2日(水)付の取締役会決議において、以下のとおり、2028年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といいます。)の発行を決定いたしましたので、お知らせいたします。

### 【当社グループの現況】

当社グループは、「お金を前へ。人生をもっと前へ。」というMissionの下、「すべての人の、『お金のプラットフォーム』になる。」というVisionを掲げ、法人及び個人のお金の課題を解決するイノベーターサービスづくりに取り組んでおります。具体的には、当社グループのMissionの追求及びVisionを達成するために、法人向けバックオフィスSaaSを提供するMoney Forward Businessドメイン、個人向けサービスを提供するMoney Forward Homeドメイン、金融機関・事業会社のお客様向けにサービス開発を行うMoney Forward Xドメイン、新たな金融ソリューションの開発を行うMoney Forward Financeドメイン、SaaS企業のマーケティング活動を支援するMoney Forward SaaS Marketingドメインの5つのドメインにおいて、事業を運営しております。

当社グループではこれまで、積極的な先行投資によりSaaS/Fintech領域における事業拡大を実現してまいりました。業務効率化を実現するクラウドサービス(SaaS)に、資金繰りや決済などのお金に関する課題解決のためのソリューション(Fintech)を組み込んで提供することで、SaaSの付加価値向上による、顧客定着率の向上を目指しております。当社グループの主力サービスはサブスクリプション(継続課金)の収益モデルであるため、「中長期的なキャッシュフローの価値最大化」を最重視して経営の意思決定を行っております。具体的には、適正期間での投資回収が見込める場合においては、事業基盤拡大及び新規顧客獲得のための先行投資を積極的に行うことが、中長期的なキャッシュフローの価値最大化、ひいては株主価値の向上につながると考えています。そのような考えのもと、加速度的な成長を実現すべく、2021年8月に公募増資を実行し、その際に開示した主な資金使途については、現在までに以下のとおり充当し、その他の資金使途についても予定した全額を既に充当済みとな

ご注意：本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目録見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

ります。

- ・ Business ドメインにおける新規顧客獲得のためのセールス&マーケティング費用、並びに中堅企業・IPO 準備企業/上場企業に向けた『マネーフォワード クラウド』の更なる機能及びプロダクト開発/R&D への投資に対して、予定した全額（150 億円）を既に充当済み。
- ・ プロダクトエコシステムの拡充或いは更なる TAM（注 1）の拡大を実現するための M&A 資金に対して、予定した金額（120 億円）の過半を既に充当済みであり（後述する HiTTO 株式会社の M&A 資金（約 20 億円）とインドネシア最大級の SaaS 企業である Mekari（注 2）に対する追加出資（約 61 億円）を含む。）、未充当額分も今後充当予定。

2021 年 8 月の公募増資実施以降の『マネーフォワード クラウド』への積極的な投資の結果、2021 年 5 月末で 65.4 億円だった法人向けクラウドサービスの ARR（年間経常収益）は 2023 年 5 月末で 140.2 億円と高い成長を遂げています。法人向けクラウドサービスの ARR の純増額も、2021 年 11 月期上半期は 11.6 億円でしたが、2023 年 11 月期上半期は 25.9 億円と、約 2.2 倍に加速しております。また、直近の 2023 年 11 月期第 2 四半期においても法人向けクラウドサービスの ARR は前年比+48%と高い成長が継続しており、中堅企業領域で前年比+66%と成長を牽引しているほか、SMB 領域でも前年比+38%と力強い成長を実現しております（いずれも M&A による一過性要因の影響なし）。

グループ全体の SaaS ARR（注 3）も、2021 年 5 月末の 101.3 億円から 2023 年 5 月末で 198.6 億円と高い成長を遂げています。SaaS ARR の純増額も、2021 年 11 月期上半期は 16.9 億円でしたが、2023 年 11 月期上半期は 35.6 億円と、約 2.1 倍に加速しております。

直近においては、高成長の実現と合わせて収益性の改善にも取り組んでおり、2022 年 11 月期下半期において△33.0 億円だった EBITDA（注 4）（EBITDA マージン△28%、広告宣伝費を除く EBITDA は△1.4 億円）は、2023 年 11 月期上半期においては△13.2 億円（EBITDA マージン△9%、広告宣伝費を除く EBITDA は 13.3 億円）と、2024 年 11 月期における EBITDA 黒字化を目指して大きく改善しています。従業員 1 人当たり年間売上高（注 5）に示される従業員 1 人当たりの生産性も、2022 年における採用の加速によって 2022 年 11 月期第 3 四半期においては 1,193 万円まで低下しましたが、足元で大きく改善し、2023 年 11 月期第 2 四半期においては 1,468 万円と、2022 年以前の水準を上回る水準となっております。

また、2021 年の公募増資後の M&A 実績として、当社は、2021 年 12 月に、社内向け AI チャットボット事業を営む HiTTO 株式会社を約 20 億円の取得価額で連結子会社化しており、SaaS ARR 成長には同 M&A の影響も含まれております。本 M&A は、両社のサービス連携によるユーザー体験の向上やクロスセルの推進等、プロダクトエコシステムの拡充を目的に行われたものとなります。

### 【本新株予約権付社債発行の背景及び目的】

当社グループでは現在、上述した高成長の継続に向けて、「バックオフィス向け SaaS プラットフォームとしての更なる提供価値向上と、投資規律を持った Go-to-Market（注 6）戦略の遂行」、「事業ド

ご注意：本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

メイン間のシナジー最大化と、全社的な生産性の改善」、「SaaS×Fintech による新たなユーザー価値創造」、「規律ある M&A (グループジョイン) 戦略の継続と、グループ資本戦略の最適化の推進」の4つを柱とする成長戦略を推進しております。

当社グループにおいては、「バックオフィス向け SaaS プラットフォームとしての更なる提供価値向上と、投資規律を持った Go-to-Market 戦略の遂行」を通じた SaaS 顧客基盤の拡大に加え、さらに優れたユーザー体験を提供し、また1顧客当たりの LTV (ライフタイムバリュー) を高める戦略として「SaaS×Fintech による新たなユーザー価値創造」に取り組んでいます。具体的には、当社グループが提供する SaaS に加えて Fintech サービスを利用いただくことにより、顧客の利便性をより高め、顧客定着率の向上 (解約率の低下) と ARPA (注7) の増加が実現されます。実際に、業務効率の改善を目的としたマネーフォワードクラウド会計ユーザーやマネーフォワードクラウド経費ユーザーにおけるビジネス用プリペイドカードの利用が急速に拡大しております。当社グループが提供する Fintech サービス群としては、2017年6月に開始したマネーフォワードケッサイ社による請求業務代行業業に加え、2019年8月からは売掛金の早期資金化、2021年9月からは法人・個人事業主向けの事業用カード『マネーフォワード Pay for Business』事業、2023年4月からは銀行振込指定の請求書についてカード払いを可能にする『マネーフォワード 請求書カード払い for Startup』事業を開始しており、以下のとおり急速に事業展開が進んでおります。

- ビジネス用プリペイドカードである『マネーフォワード ビジネスカード』は限定的な販促費でサービス開始から1年半で発行枚数29万枚突破。『マネーフォワード クラウド会計』のデータを活用し、スピーディーな与信判断を実現するとともに、『マネーフォワードクラウド』との即時連携も実現。
- 『マネーフォワード ケッサイ』及び『マネーフォワード アーリーペイメント』の累計取扱高 (合計) は2,000億円 (注8) を突破。回収率は99.5%以上 (注9) と適切なリスクコントロールの実績。
- BPSP (注10) を活用し、『マネーフォワード 請求書カード払い for Startups』を提供開始。カード決済ができない取引先とも、カード払いを実現し、企業の資金繰りをサポート。
- 『マネーフォワード クラウド会計』の入出金データとの連携により、シームレスなオンラインファクタリングの審査申し込みを実現。

これらの事業においては『マネーフォワードクラウド会計』のデータを与信審査に活用する等により迅速な与信判断を可能にしており、また、法人向けバックオフィス SaaS を提供する Business ドメインは2023年5月末時点で276,770社の法人・個人事業主の顧客を有しており、『マネーフォワードクラウド』の顧客基盤を活用することができるサービスについては低い顧客獲得単価でのユーザー獲得を実現しております。

SaaS×Fintech 事業においては、売掛金の早期資金化や、『マネーフォワード ビジネスカード』においてユーザーにあと払い機能を提供する際に運転資金が必要となります。従来は必要な運転資金を全て銀行借入れによって調達してまいりましたが、本新株予約権付社債の発行により、今後の

ご注意：本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

SaaS×Fintech 事業に必要なバランスシート（資金）及び、今後のキャッシュフロー黒字化に向けた必要資金を十分に確保することが可能になります。なお、「SaaS×Fintechによる新たなユーザー価値創造」戦略推進における与信リスクは保険により大半をヘッジしております。

当社グループにおける SaaS×Fintech の Fintech サービス売上（注 11）は 2021 年 11 月期上半期においては約 3 億円でしたが、2023 年 11 月期上半期においては約 11 億円と過去 2 年間で 3.4 倍に増加いたしました。Fintech サービス売上に必要なアセットとしては、2023 年 5 月末時点において、66 億円の買取債権を連結貸借対照表に計上しております。また、当事業は高い資産効率を強みとする事業であり、Fintech サービスで用いているバランスシート 6,607 百万円（2023 年 11 月期上半期実績）（注 12）に対し Fintech サービス限界利益が 1,388 百万円（2023 年 11 月期上半期実績を年換算）（注 13）と、年率 20%以上の限界利益を創出しております。当事業の強みである高い資産効率を活かして、本新株予約権付社債発行による手取金約 120 億円の資金の活用により、更なる売上成長を目指します。

今回「SaaS×Fintech」領域での更なる成長の実現に向けた資金調達を目的として、ゼロ・クーポンとなる本新株予約権付社債の発行を決議いたしました。本調達手段を選んだ理由は、あらゆる調達手段の中から、既存株主に与える影響や市場環境等を勘案したうえで、調達可能な規模と確実性、調達コスト、潜在的な希薄化への影響、投資家層の拡大などの観点から総合的に判断しております。

なお、本新株予約権付社債については、将来の株式の交付に伴う希薄化率を大幅に抑制することを企図しており、普通株式への転換可能性を相当程度抑制した負債性の高い商品設計としています。また、本件は投資家層の拡大、発行条件の改善を企図し、クレジット投資家（国内銀行）との事前合意により発行予定総額全額に対してクレジット・サポートを受けた案件となっております。

#### 【本新株予約権付社債の発行による調達を選択した理由】

当社は、上記成長戦略に資する資金を確保するうえで、以下の特徴を有する本新株予約権付社債の発行が最も適した手法であるものと判断いたしました。

1. 当社の現在の株価及び 2021 年 8 月に実施した海外募集による新株式発行の発行価格（6,586 円）を上回る水準に転換価額を設定することが期待でき、将来の株式の交付に伴う希薄化を極力抑え、既存株主に配慮した設計となること。
2. 転換制限条項を付与することで、当該条項の有効期間中に新株予約権が行使される可能性を相当程度抑制できるほか、現金決済条項を付与することで将来の株式の交付に伴う希薄化率を大幅に抑制できること。これにより、普通株式への転換可能性の抑制を企図し、負債性の高い設計となることに加え、将来的に当社株価が転換価額を超えて上昇した場合においても希薄化率を大幅に緩和できること。
3. 本新株予約権付社債はゼロ・クーポンで発行され、キャッシュ・ベースでの金利コストが生じないこと。

ご注意：本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目録見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

4. クレジット・サポートをクレジット投資家（国内銀行）との事前合意により確保できたことにより、本新株予約権付社債の投資家層の拡大が期待され、安定した案件執行への貢献が期待されること、並びにクレジット・サポートがない場合に比べ発行条件の改善が図られること。

当社では、本新株予約権付社債の発行を行い、純粋なエクイティ投資家とは異なる投資家層へアクセスすることを含め、資金調達の実現性と多様性を確保することは、当社株主の利益に資するものと考えています。なお、市場環境及び当社の財務戦略等を総合的に勘案した結果、本新株予約権付社債の年限は5年としています。

- (注1) 実現可能な最大の市場規模 (Total Addressable Market)。
- (注2) “Mekari” はグループのブランドネームであり、当社はインドネシアの同グループの事業会社の株式を保有する SLEEK PTE. LTD. (シンガポールに登記されている会社) の株式を保有。
- (注3) 各期末時点における Home ドメイン、Business ドメイン、X ドメイン、Finance ドメインの MRR (月間経常収益) を 12 倍して算出。Home ドメインはプレミアム課金収入、Business ドメインは『マネーフォワード クラウド』、『STREAMED』、『Manageboard』、『V-ONE クラウド』、『マネーフォワード 公認メンバー制度』、『HiTTO』、『マネーフォワード Admina』等サービスの課金収入。X ドメインは、金融機関等との共創案件における運用・保守収入、『Mikatano』シリーズや『マネーフォワード for ○○』等の金融機関の顧客向けのサービスの課金収入。Finance ドメインは『マネーフォワード ケッサイ』における月額基本料、決済手数料及び付随する手数料を含む。但し、各期の第1四半期、第2四半期においては『STREAMED』の季節影響を調整するため、当該四半期における『STREAMED』の課金収入の3分の1を MRR として算出。
- (注4) EBITDA=営業損益+償却費+営業費用に含まれる税金費用+株式報酬費用。
- (注5) 各四半期における売上高の4倍を、各四半期末の従業員数で割った値。従業員数は取締役を兼務しない執行役員の数を含む。
- (注6) 当社グループの提供するサービスを顧客に届けるための戦略。
- (注7) 課金顧客あたり売上高 (Average Revenue per Account)。各期末時点における ARR ÷ 課金顧客数で算出。
- (注8) 『マネーフォワード ケッサイ』及び『マネーフォワード アーリーペイメント』を通じて取引が行われた累計金額。2023年5月末時点。
- (注9) 事業開始から2023年11月期第2四半期までに買取した債権額に占める、回収した金額の割合。
- (注10) Business Payments Solution Provider の略であり、カード支払いを受け付けていないサブライヤーにおいてもカード決済ができる VISA の新たなソリューション。Master Card 及び JCB でも同様のソリューションを提供。
- (注11) 『マネーフォワードケッサイ』、『マネーフォワード アーリーペイメント』、『SEIKYU+』、『SHIKIN+』、『マネーフォワード 請求書カード払い for Startups』、『マネーフォワード

ご注意：本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目録見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

ビジネスカード』における売上の合計。

- (注 12) 『マネーフォワードケッサイ』、『マネーフォワード アーリーペイメント』、『SEIKYU+』、『SHIKIN+』、『マネーフォワード 請求書カード払い for Startups』で必要となるバランスシートとして、2023 年 11 月期上半期における買取債権金額の月末平均残高を使用。『マネーフォワード ビジネスカード』で必要となるバランスシートは 2023 年 11 月期上半期におけるあと払い取扱高の月次平均値を基に算出。
- (注 13) Fintech サービス売上高から、売上高に連動する変動費を差し引いた金額。『マネーフォワードケッサイ』、『マネーフォワード アーリーペイメント』、『SEIKYU+』、『SHIKIN+』、『マネーフォワード 請求書カード払い for Startups』における売上高に連動する変動費は、支払利息、貸倒引当金繰入額（製造原価）、保証引受費用（製造原価）など。『マネーフォワード ビジネスカード』における売上高に連動する変動費は、支払利息、貸倒引当金繰入額（製造原価）、ポイント費用、ポイント引当金繰入、各パートナー企業や保証引受金融機関への支払手数料及び外注費（製造原価）など。

### **本新株予約権付社債の特徴： 希薄化を抑制する商品設計**

本新株予約権付社債に付与されている転換制限条項と現金決済型取得条項（発行体オプション行使型）は、以下のとおりとなります。

（転換制限条項）

期中の転換を抑制する付帯条項であり、原則として当社普通株式の株価が一定期間転換価額の 130% を超えて推移しない限り、本新株予約権付社債の保有者（以下「本新株予約権付社債権者」といいます。）が本新株予約権を行使できない条項をいいます。

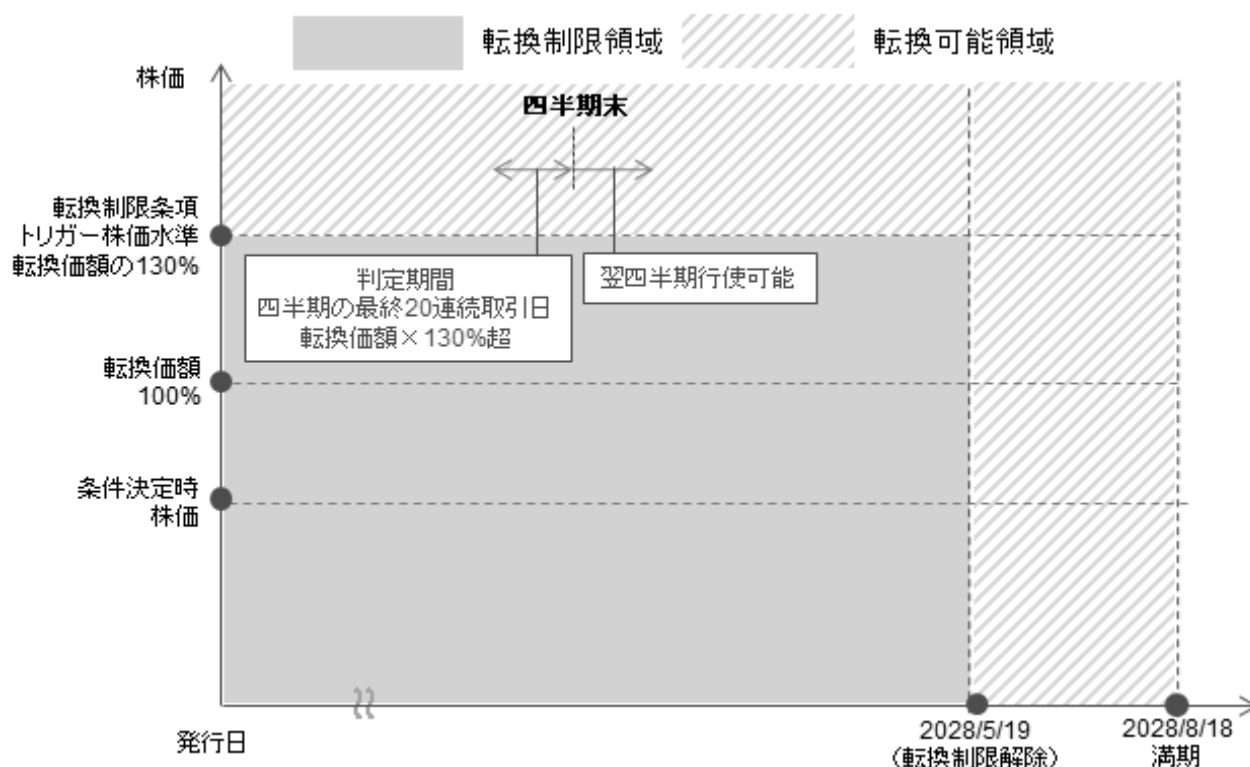
本新株予約権付社債権者は、各四半期の最終 20 連続取引日において、当社普通株式の終値が当該四半期の最終取引日の転換価額の 130% を超えた場合に限り、翌四半期に新株予約権を行使することができます。

但し、2028 年 5 月 19 日以降、いつでも新株予約権の行使が可能となります。

ご注意：本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

[図 1：転換制限条項の概念図]



(現金決済型取得条項 (発行体オプション行使型))

満期 3～4 か月前に設けられた取得選択通知期間 (注 14) において発行体が取得条項の行使を通知した場合、通知翌日以降の転換請求に対しては自動的に取得条項が行使され、額面金額相当額の金銭及び当該時点の株価に応じて計算される株式を交付財産 (注 15) として本新株予約権付社債を取得可能とする条項をいいます。

これによって、発行体は自らの選択により満期前の転換請求に対して希薄化を抑制することができます。

(注 14) 取得選択通知期間：2028 年 4 月 3 日から 2028 年 5 月 11 日までの期間

(注 15) 交付財産：(i) 額面金額相当額の金銭、及び(ii)行使取得転換価値 (注 16) から本社債の額面金額相当額を差し引いた額 (正の数値である場合に限る。) を 1 株当たり行使取得平均 VWAP (注 17) で除して得られる数の当社普通株式 (1 株未満の端数切り捨て)

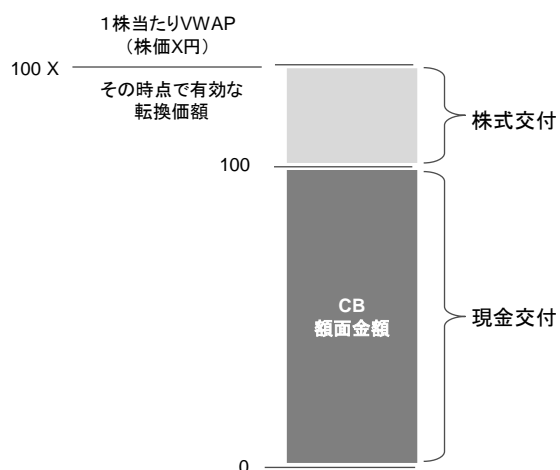
(注 16) 行使取得転換価値：「(額面金額÷行使取得最終日転換価額) × 1 株当たり行使取得平均 VWAP」により算出される数値をいいます。なお、「行使取得最終日転換価額」とは 1 株当たり行使取得平均 VWAP の計算期間の最終日の転換価額をいいます。

(注 17) 1 株当たり行使取得平均 VWAP: 本新株予約権の行使に係る預託の日から 3 取引日後の日 (同日を含む。) に始まる 10 連続取引日に含まれる各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格の平均値

ご注意：本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

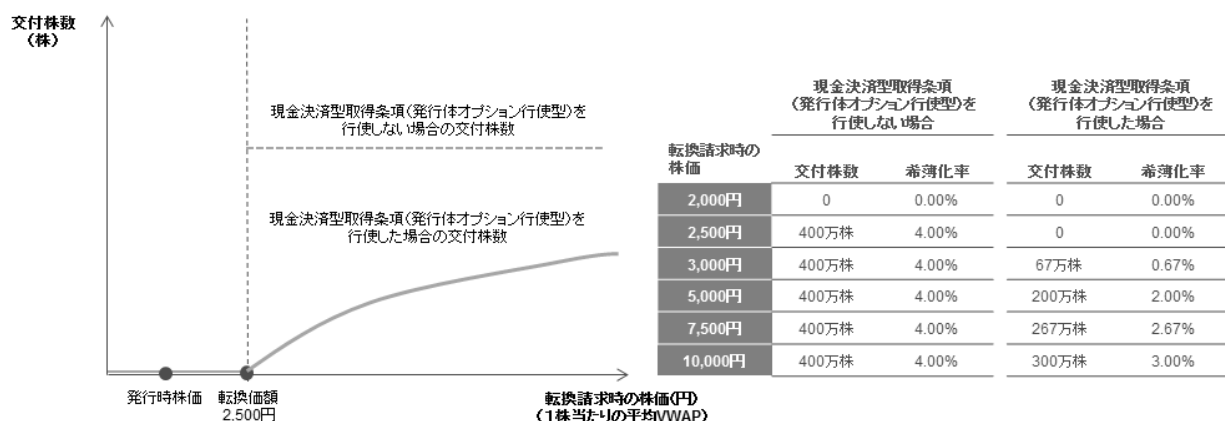
また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

[図 2 : 交付財産の概念図]



[図 3 : 現金決済型取得条項（発行体オプション行使型）による希薄化抑制のイメージ]

転換価額 2,500 円、発行金額 100 億円、発行済株式総数 100,000,000 株を前提とし、発行金額全額につき、新株予約権の行使又は取得条項による取得がなされた場合の数値例を下記に示しています（一般的な例であり、当社の株価、発行済株式総数とは関係ありません。）。



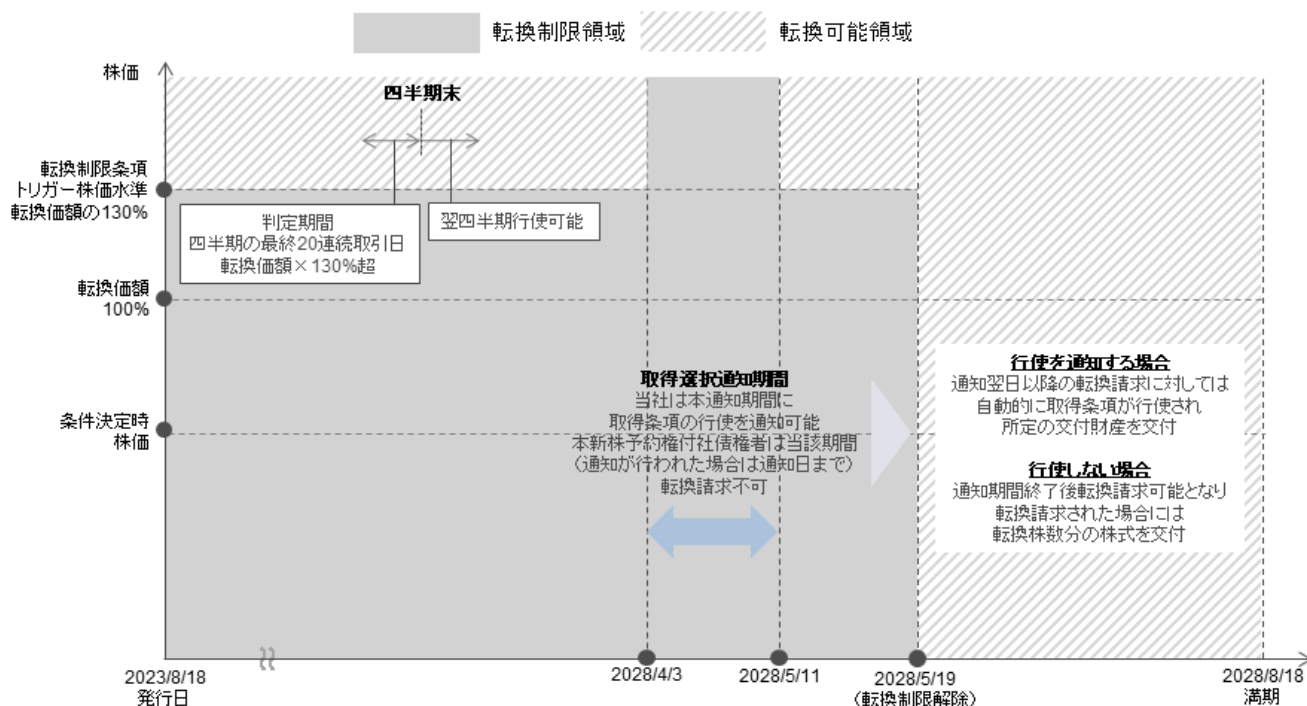
上記の転換制限条項及び現金決済型取得条項（発行体オプション行使型）を組み合わせることにより、普通株式への転換可能性の抑制を企図し、既存株主の皆様に配慮した負債性の高い設計としています。

ご注意：本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。



[図 4：本新株予約権付社債商品設計の概念図]



日本の転換社債型新株予約権付社債（CB）の主な商品設計は図 5 のように類型化できるところ、本新株予約権付社債の商品設計は②に該当し、主な商品設計類型の中でも負債性の高い商品性であります。

[図 5：日本の CB の主な商品設計類型]

		日本のCBの主な商品設計類型								
		転換抑制型			プレーン型		柔軟型	転換促進型		
主な付帯条項		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
現金決済型取得条項	期中自動行使型(発行体オプションなし)(※1)	✓								
現金決済型取得条項	発行体オプション行使型(※2)	✓	✓				✓			
転換制限条項		✓	✓	✓			✓			
ソフトコール条項								✓	✓	✓
低水準でのアップ率固定									✓	
ソフトマダトリー条項							✓			✓
転換価額下方修正条項										✓
プット条項						✓				

本件で採用する商品設計

※ 1 現金決済型取得条項（期中自動行使型）は、発行体が取得条項の行使を選択するオプションを有していないタイプの現金決済型取得条項を包括的に称しています。

※ 2 現金決済型取得条項（発行体オプション行使型）は発行体が取得条項の行使を選択するオプションを有しているタイプの現金決済型取得条項を包括的に称しています。

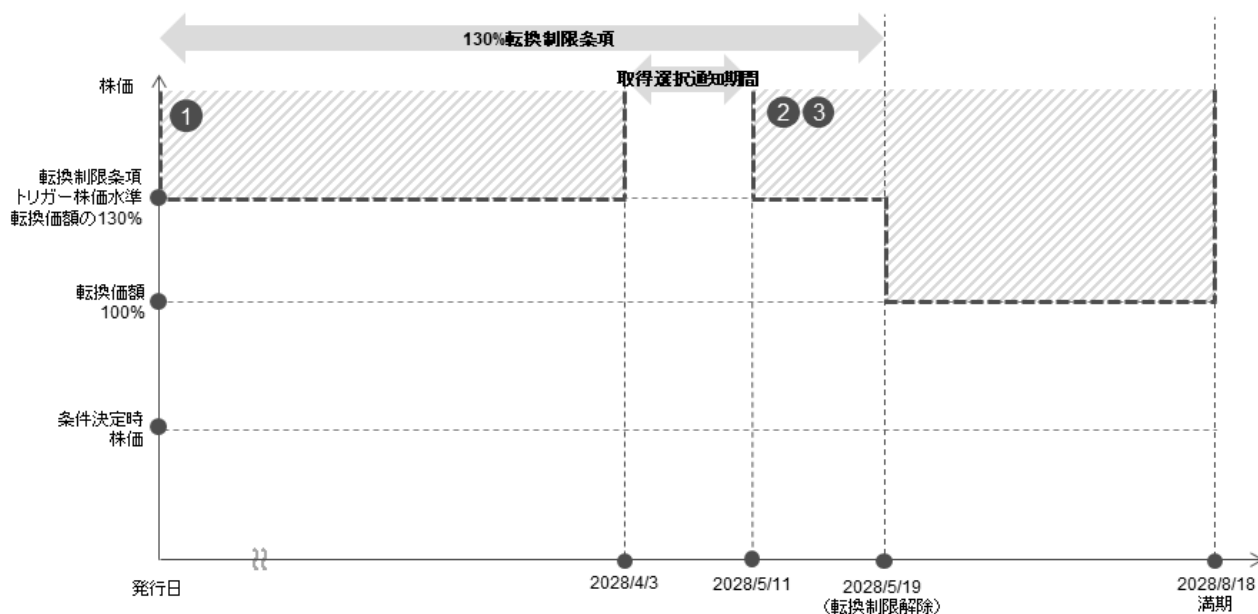
ご注意：本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

[図6：本新株予約権付社債において希薄化が生じるシナリオ]

本新株予約権付社債において希薄化が生じるシナリオは下記の3つの場合となります。

- ① 株価が取得選択通知期間以前に転換制限条項のトリガー水準を超えて推移し転換請求された場合、転換請求金額に対応する希薄化が発生
- ② 取得選択通知期間に、現金決済型取得条項（発行体オプション行使型）の行使を通知しなかった場合、以降転換請求された金額に対応する希薄化が発生
- ③ 取得選択通知期間に、現金決済型取得条項（発行体オプション行使型）の行使を通知した場合、以降の転換請求に対しては自動的に取得条項が行使され、額面金額分の現金、及び転換価値が額面金額を上回る部分相当の株式を交付することで本新株予約権付社債を取得可能となるため、一定の希薄化が生じるものの、希薄化は大幅に抑制される（図2・図3参照）



### 本新株予約権付社債の特徴： クレジット・サポート

本新株予約権付社債の発行に関連し、当社はクレジット投資家（国内銀行）から本新株予約権付社債の債券部分に対する投資（クレジット・サポート）へのコミットを受けております。

本新株予約権付社債を購入する投資家は、本新株予約権付社債を債券部分と株式オプション部分に分離するために実施される取引（以下「リパッケージ取引」といいます。）を通じて、実質的に債券部分をクレジット投資家（国内銀行）に売却し、株式オプション部分にのみ投資することが可能となります。

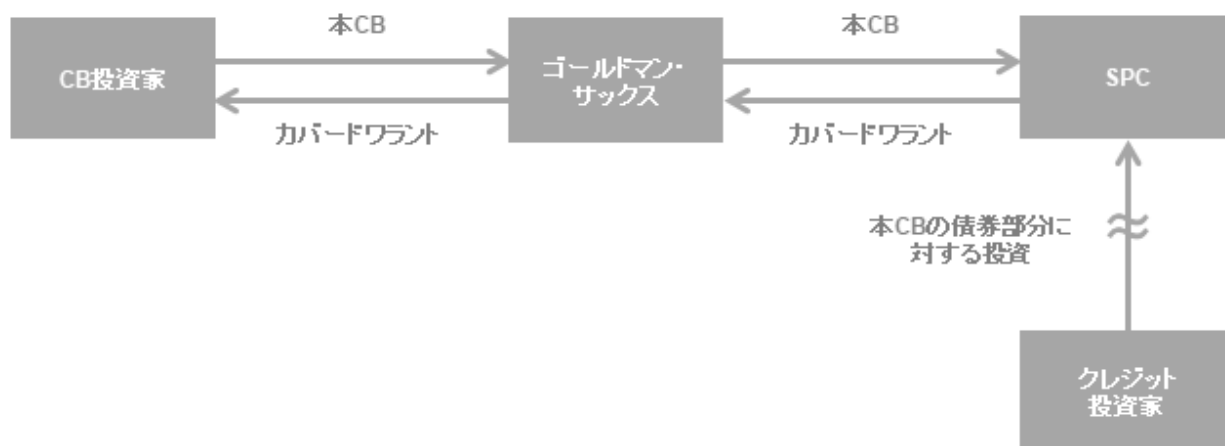
なお、本件のリパッケージ取引は、ゴールドマン・サックス証券株式会社又はその関係会社（以下「ゴールドマン・サックス」といいます。）により実施されます。ゴールドマン・サックスは本新株予約権付社債を購入する投資家より本新株予約権付社債を個別に取得し、海外特別目的会社（以下「SPC」

ご注意：本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

といいます。)に譲渡すると同時に、SPCが発行したカバード・ワラントをゴールドマン・サックスが引き受け本新株予約権付社債を購入する投資家に対して譲渡する取引を実施します。SPCが本新株予約権付社債を取得する目的はパッケージ取引の実施であり、本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により発行会社の普通株式を取得し、当該普通株式の議決権を行使することを目的とするものではありません。

[図7：本新株予約権付社債（本CB）のクレジット・サポート]



ご注意：本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

## 記

### 1. 社債の名称

株式会社マネーフォワード2028年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)

### 2. 社債の払込金額

本社債の額面金額の100.0%(各本社債の額面金額 1,000万円)

### 3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

### 4. 社債の払込期日及び発行日

2023年8月18日(ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。)

### 5. 募集に関する事項

#### (1) 募集方法

Goldman Sachs International、Nomura International plc及びMizuho International plcをアクティブブックランナー兼共同主幹事引受会社、Merrill Lynch International及びMorgan Stanley & Co. International plcをパッシブブックランナー兼共同主幹事引受会社とする幹事引受会社(以下「幹事引受会社」という。)の総額個別買取引受けによる欧州及びアジアを中心とする海外市場(但し、米国及びカナダを除く。)における募集。但し、買付けの申込みは引受契約書の締結日の翌日午前8時(日本時間)までに行われるものとする。

#### (2) 本新株予約権付社債の募集価格(発行価格)

本社債の額面金額の102.5%

### 6. 新株予約権に関する事項

#### (1) 新株予約権の目的である株式の種類、内容及び数

##### (イ) 種類及び内容

当社普通株式(単元株式数100株)

##### (ロ) 数

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(4)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合は、当該単元未満株式は単元株式を構成する株式と同様の方法で本新株予約権付社債の所有者(以下「本新株予約権付社債権者」という。)に交付され、当社は当該単元未満株式に関して現金による精算を行わない。

#### (2) 発行する新株予約権の総数

1,200個

#### (3) 新株予約権の割当日

2023年8月18日

ご注意：本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目録見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

- (イ) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
- (ロ) 転換価額は、当初、当社の代表取締役が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結直前の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(以下に定義する。)に1.0を乗じた額を下回ってはならない。一定の日における当社普通株式の「終値」とは、株式会社東京証券取引所におけるその日の当社普通株式の普通取引の終値をいう。
- (ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(5)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合(疑義を避けるために付言すると、下記(8)の規定が適用される場合は含まれない。)における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(6)新株予約権を行使することができる期間

2023年9月1日から2028年8月4日まで(新株予約権の行使のために本社債が預託された場所における現地時間)とする。但し、①下記(8)記載の当社による本新株予約権付社債の取得及び消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、②下記7(4)(イ)又は(ロ)記載の本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで(但し、下記7(4)(ロ)において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、③下記7(4)(ハ)乃至(ホ)記載の本社債の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで、④下記7(5)記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また⑤下記7(6)記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益

ご注意：本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目録見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2028年8月4日(新株予約権の行使のために本社債が預託された場所における現地時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、2028年4月3日から2028年5月11日(下記(8)記載の取得選択通知が行われた場合には、当該取得選択通知の日)までの間は、本新株予約権を行使することはできない。また、下記(8)記載の取得選択通知が行われた場合、下記(8)記載の当社による本新株予約権付社債の取得の場合における本新株予約権の行使に係る預託(以下に定義する。)の対象となる当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権を除いては、2028年6月24日以降は、本新株予約権を行使することはできない。さらに、下記(8)記載の当社による本新株予約権付社債の取得により取得される本新株予約権付社債の場合には、預託日(以下に定義する。)(同日を含まない。)から行使取得日(下記(8)に定義する。)(同日を含む。)までの間は、本新株予約権の行使に係る預託の対象となる当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権を行使することはできない。また、当社の組織再編等(下記7(4)(ハ)に定義する。)を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、①下記(8)記載の取得選択通知の交付日以降では、組織再編等の効力発生日の直前の東京における営業日の前日から起算して35日前の日以降の日に開始し、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する当社が指定する期間中、又は②下記(8)記載の取得選択通知の交付日より前では、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

さらに、下記(8)記載の取得選択通知が行われた以降には、①下記7(4)(イ)若しくは(ロ)に従って償還通知がなされた場合、償還日の東京における3営業日前の日から起算して35日前の日(同日を含む。)から償還日(同日を含む。)までの間(但し、下記7(4)(ロ)において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)又は②下記7(4)(ハ)乃至(ホ)に従って償還通知がなされた場合、当該償還通知がなされた日の東京における3営業日後の日(同日を含まない。)から償還日(同日を含む。)までの間は、本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日(又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。)の東京における2営業日前の日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における3営業日前の日)(同日を含む。)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)(同日を含む。)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

「預託日」とは、下記7(9)記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人に本新株予約権付社債券及びその他行使請求に必要な書類の預託がなされ、かつ、その他行使請求に必要な

ご注意：本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目録見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

条件(下記(7)記載の条件を含む。)が満足された日をいう。また、行使請求に必要な条件が満足された場合における行使請求に必要な書類の預託を、以下「本新株予約権の行使に係る預託」という。

(7)その他の新株予約権の行使の条件

(イ) 各本新株予約権の一部行使はできない。

(ロ) 2028年5月18日(同日を含む。)までは、本新株予約権付社債権者は、ある四半期の最後の取引日(以下に定義する。)に終了する20連続取引日において、当社普通株式の終値(但し、本新株予約権付社債の要項に定める転換価額の調整条項に応じて調整される。)が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%(1円未満の端数は切り捨て)を超えた場合に限って、翌四半期の初日から末日(但し、2028年4月1日に開始する四半期に関しては、2028年5月18日)までの期間において、本新株予約権を行使することができる。

「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。

但し、本(ロ)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下①及び②の期間並びにパリティ事由(以下に定義する。)が生じた場合における③の期間は適用されない。

- ① 当社が、本新株予約権付社債権者に対して、下記7(4)記載の本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間(但し、下記7(4)(ロ)において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)
- ② 当社が組織再編等を行うにあたり、上記(6)記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知が最初に要求される日(同日を含む。)から当該組織再編等の効力発生日(同日を含む。)までの期間
- ③ パリティ事由が生じた場合において、当該パリティ事由に係る発行会社通知日(以下に定義する。)の東京における翌営業日(同日を含む。)から起算して東京における15連続営業日の期間

「パリティ事由」とは、参照期間(ある通知日(以下に定義する。))から3適格日(以下に定義する。))後の日から起算して、10連続適格日の期間をいう。)において、通算して5適格日以上(i)本新株予約権付社債についての気配値(本新株予約権付社債の要項で定義される。)が入手できない適格日及び/又は(ii)本新株予約権付社債についての気配値が当該日におけるクロージング・パリティ価値(以下に定義する。)の97%を下回る適格日があると、計算代理人が決定した場合をいう。計算代理人の決定後、当社はかかる計算代理人の決定について本新株予約権付社債権者並びに本新株予約権付社債の受託会社(以下「受託会社」という。)及び下記7(9)記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人に通知を行うが、かかる通知が行われた日を「発行会社通知日」という。

「通知日」とは、本新株予約権付社債権者が、本新株予約権付社債の要項に従い、10連続適格日の期間(通知日に先立つ5適格日以内の日に終了するものに限る。)において、以下の(a)及び(b)(i)又は(ii)の条件を満たす日が、通算して5適格日以上ある場合(以下

ご注意：本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目録見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

「パリティ通知事由」という。)に、パリティ通知事由の発生に関する合理的な根拠となる証拠を添えて、当社及び計算代理人に対して書面で通知を行うことができるが、当該通知がなされた日又は通知がなされたものとみなされる日をいう。上記の条件を満たす適格日とは、(a)当該適格日の当社普通株式の終値が当該適格日において適用のある転換価額を下回らず、かつ、(b)本新株予約権付社債権者が、少なくとも主要な金融機関3社に本新株予約権付社債の入札価格(本新株予約権付社債の要項で定義される。)を要求したうえで、(i)主要な金融機関1社が提示した入札価格(又は2若しくは3の入札価格を入手した場合、それらの平均値)が当該適格日におけるクロージング・パリティ価値の97%を下回る適格日、又は(ii)主要な金融機関が入札価格を提示せず、かつ、少なくとも主要な金融機関1社が入札価格を入手できないことを確認した適格日をいう。

「適格日」とは、東京及びロンドンにおける営業日であり、かつ、取引日である日をいう。

「クロージング・パリティ価値」とは、(I)1,000万円を当該適格日において適用のある転換価額で除して得られる数に、(II)当該適格日における当社普通株式の終値(但し、本新株予約権付社債の要項に定める転換価額の調整条項に応じて調整される。)を乗じて得られる金額をいう。

#### (8) 当社による本新株予約権付社債の取得

当社は、2028年4月3日から2028年5月11日までの期間中はいつでも(但し、下記7(4)に従って、償還通知がなされた場合を除く。)、本新株予約権付社債権者に対して本新株予約権付社債の取得に係る通知(かかる通知は取り消すことができない。)(以下「取得選択通知」という。)をすることができる。当該取得選択通知が行われた場合において、当社は、本新株予約権付社債権者による本新株予約権の行使に係る預託がなされ、かかる預託日が、当該取得選択通知の行われた日の翌日から2028年6月23日(同日を含む。)までの間となる場合には、当該預託日から35日後の日(以下「行使取得日」という。)に当該預託日において行使請求に必要な条件が満足された本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本新株予約権付社債権者に対して行使取得交付財産(以下に定義する。)を交付する。

「行使取得交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、(I)本社債の額面金額相当額の金銭及び(II)行使取得転換価値(以下に定義する。)から本社債の額面金額相当額を差し引いた額(正の数値である場合に限る。)を1株当たり行使取得平均VWAP(以下に定義する。)で除して得られる数の当社普通株式(但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。)をいう。

「1株当たり行使取得平均VWAP」とは、預託日の3取引日後の日(同日を含む。)に始まる10連続取引日(以下「行使取得関係VWAP期間」という。)に含まれる各取引日における当社普通株式の売買高加重平均価格の平均値をいう。本新株予約権付社債の要項に従い、上記(4)(ハ)記載の転換価額の調整事由が発生した場合には、1株当たり行使取得平均VWAPも適宜調整される。

ご注意：本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。



「行使取得転換価値」とは、次の算式により算出される数値をいう。

$$\frac{\text{各本社債の額面金額}}{\text{行使取得最終日転換価額}} \times 1 \text{ 株当たり行使取得平均VWAP}$$

上記算式において「行使取得最終日転換価額」とは、行使取得関係VWAP期間の最終日における転換価額をいう。本新株予約権付社債の要項に従い、上記(4)(ハ)記載の転換価額の調整事由が発生した場合には、行使取得最終日転換価額も適宜調整される。

当社による本(8)に基づく本新株予約権付社債の取得は、当社普通株式が株式会社東京証券取引所に上場されていることを条件とする。

当社は、本(8)に定める取得条項により取得した本新株予約権付社債を本新株予約権付社債の要項に従い消却する。

(9) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

(イ) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等(以下に定義する。)をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、(i)その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii)そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、(iii)当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な(当社がこれを判断する。)費用(租税を含む。)を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本(イ)に記載の当社の努力義務は、当社が受託会社に対して下記7(4)(ハ)(b)記載の証明書を交付する場合、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

① 新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

② 新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、承継会社等が当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記(i)又は(ii)に従う。なお、転換価額は上記(4)(ハ)と同様の調整

ご注意：本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目録見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

に服する。

- (i) 一定の合併、株式交換又は株式移転の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領させる。
  - (ii) 上記以外の組織再編等の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額  
承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。
  - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
当該組織再編等の効力発生日(場合によりその14日後以内の日)から、上記(6)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
  - ⑥ その他の新株予約権の行使の条件  
承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。また、承継会社等の新株予約権の行使は、上記(7)(ロ)と同様の制限を受ける。
  - ⑦ 承継会社等による新株予約権付社債の取得  
承継会社等は、承継会社等の新株予約権及び承継された本社債を上記(8)と同様に取得するものとする。
  - ⑧ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合(疑義を避けるために付言すると、上記(8)の同様の規定が適用される場合は含まれない。)における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
  - ⑨ 組織再編等が生じた場合  
承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。
  - ⑩ その他  
承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による

ご注意：本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目録見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債及び本新株予約権付社債に係る信託証書(以下「信託証書」という。)に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(10) 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

7. 社債に関する事項

(1) 社債の総額

120億円

(2) 社債の利率

本社債には利息は付さない。

(3) 満期償還

2028年8月18日(償還期限)に本社債の額面金額の100%で償還する。

(4) 本社債の繰上償還

(イ) クリーンアップ条項による繰上償還

本(イ)の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存する本社債(以下「残存本社債」という。)の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%を下回った場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、45日以上60日以内の事前の通知(かかる通知は取り消すことができない。)をしたうえで、残存本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。

(ロ) 税制変更による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社が本新株予約権付社債の要項記載の追加額の支払義務を負う旨及び当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない旨を受託会社に了解させた場合、当社はその選択により、いつでも、本新株予約権付社債権者に対して45日以上60日以内の事前の通知(かかる通知は取り消すことができない。)をしたうえで、残存本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。但し、当社が当該追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の90日前の日より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当社に対して当該償還日の20日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき本新株予約権付社債の要項記載の

ご注意：本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目録見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は本新株予約権付社債の要項記載の公租公課を源泉徴収又は控除したうえでなされる。

#### (ハ)組織再編等による繰上償還

組織再編等が生じたが、(a)上記6(9)(イ)記載の措置を講ずることができない場合、又は(b)承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を当社が受託会社に対して交付した場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、東京における14営業日以上前に通知(かかる通知は取り消すことができない。)したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。))に、残存本社債の全部(一部は不可)を、以下に述べる償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、上記6(4)(ロ)記載の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、償還日及び本新株予約権付社債のプライティに応じて、一定の方式に従って算出されるものとする。かかる方式に従って算出される償還金額の最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の300%とする(但し、償還日が2028年8月5日から2028年8月17日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。)。かかる方式の詳細は、当社の代表取締役が、当社取締役会の授権に基づき、上記6(4)(ロ)記載の転換価額の決定と同時に決定する。

「組織再編等」とは、当社の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会)において(i)当社と他の会社の合併(新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。)、(ii)資産譲渡(当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。)、(iii)会社分割(新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。)、(iv)株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。)又は(v)その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び/又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものの承認決議が採択されることをいう。

#### (ニ)上場廃止等による繰上償還

(i)金融商品取引法に従って、当社以外の者(以下「公開買付者」という。)により当社普通株式の公開買付けが行われ、(ii)当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、(iii)当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書又はその訂正届出書その他(以下「公開買付届出書等」という。)で公表又は容認し(但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。)、かつ、(iv)公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、実務上可能な限り速やかに(但し、当該公開買付けによる当

ご注意：本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目録見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

社普通株式の取得日から14日以内に)本新株予約権付社債権者に対して通知(かかる通知は取り消すことができない。)したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、上記(ハ)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の300%とする。但し、償還日が2028年8月5日から2028年8月17日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。)で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等又はスクイーズアウト事由(下記(ホ)に定義する。)を生じさせる予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合、本(ニ)記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等又はスクイーズアウト事由が当該取得日から60日以内に生じなかった場合、当社は、実務上可能な限り速やかに(但し、当該60日間の最終日から14日以内に)本新株予約権付社債権者に対して通知(かかる通知は取り消すことができない。)したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、上記償還金額で繰上償還するものとする。

当社が本(ニ)記載の償還義務と上記(ハ)又は下記(ホ)記載の償還義務の両方を負うこととなる場合、上記(ハ)又は下記(ホ)の手続が適用されるものとする。

(ホ)スクイーズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合(以下「スクイーズアウト事由」という。)、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに(但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から14日以内に)通知(かかる通知は取り消すことができない。)したうえで、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る効力発生日より前で、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。但し、当該効力発生日が当該通知の日から東京における14営業日目の日より前の日となる場合には、かかる償還日は当該効力発生日よりも前の日に繰り上げられる。)に、残存本社債の全部(一部は不可)を、上記(ハ)記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額(その最低額は本社債の額面金額の100%とし、最高額は本社債の額面金額の300%とする。但し、償還日が2028年8月5日から2028年8月17日までの間となる場合、償還金額は本社債の額面金額の100%とする。)で繰上償還するものとする。

(ヘ) 上記にかかわらず、上記6(8)に規定される取得選択通知がなされ、当該取得の対象となる本新株予約権付社債について、その本新株予約権の行使に係る預託に関する行使取得日が償還日以降となる場合には、上記(ハ)、(ニ)及び(ホ)記載の償還に係る規定は適用されない。

ご注意：本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

当社が上記(イ)乃至(ホ)のいずれかに基づく繰上償還の通知を行った場合、以後他の事由に基づく繰上償還の通知を行うことはできない(但し、上記(ロ)において繰上償還を受けないことが選択された本社債を除く。)

また、当社が上記(ハ)若しくは(ホ)に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は上記(ニ)(i)乃至(iv)に規定される事由が発生した場合には、以後上記(イ)及び(ロ)に基づく繰上償還の通知を行うことはできない。

#### (5) 買入消却

当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。また、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却のため当社に交付することができる。

#### (6) 期限の利益の喪失

信託証書又は本社債の規定の不履行又は不遵守その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合、受託会社が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより当社に対し本社債の期限の利益喪失の通知を行ったときには、当社は、本社債につき期限の利益を失い、残存本社債の全部をその額面金額に経過利息(もしあれば)を付して直ちに償還しなければならない。

#### (7) 新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債については、記名式の新株予約権付社債券(以下「本新株予約権付社債券」という。)を発行するものとする。

#### (8) 無記名式新株予約権付社債券への転換請求の制限

本新株予約権付社債券を無記名式とすることを請求することはできない。

#### (9) 本新株予約権付社債に係る支払・新株予約権行使請求受付代理人

Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. (主支払・新株予約権行使請求受付代理人)

#### (10) 本新株予約権付社債に係る名簿管理人

Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.

#### (11) 社債の担保又は保証

本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。

#### (12) 財務上の特約

担保設定制限が付与される。

#### (13) 取得格付

本新株予約権付社債に関して、格付を取得する予定はない。

#### (14) 新株予約権付社債に係る社債管理者

本新株予約権付社債に係る社債管理者は定めないものとする。

### 8. 上場取引所

該当事項なし。

ご注意：本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

## 9. その他

当社普通株式に関する安定操作取引は行わない。

ご注意：本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

## <ご参考>

### 1. 調達資金の使途

#### (1) 今回の調達資金の使途

本新株予約権付社債の発行による手取金については、更なる成長の実現を目指す「SaaS×Fintech」事業領域において、マネーフワードケッサイ社における債権買取、『マネーフワード ビジネスカード』事業及び関連Fintechサービス拡大に伴い増加する運転資金として2027年11月末までに充当する予定です。なお、市場環境の状況等により未充当額が生じた場合には、2028年7月末を目途に、「SaaS×Fintech」事業領域において新規顧客獲得のための人件費及び広告宣伝費、並びに顧客価値向上のためのシステム開発費に充当する予定です。

#### (2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

#### (3) 業績に与える影響

本新株予約権付社債の発行による2023年11月期連結業績予想の変更はありません。本新株予約権付社債の発行は、当社の財務体質を改善、強化し、中長期的な成長と収益性改善に資するものと考えております。

### 2. 株主への利益配分等

#### (1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けておりますが、現時点では事業の効率化と事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

このことから創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。

#### (2) 配当決定にあたっての考え方

将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案したうえで、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

#### (3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、将来の成長に向けた運転資金として有効活用していく所存であります。

ご注意：本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。



(4) 過去3決算期間の配当状況等

	2020年11月期 (連結)	2021年11月期 (連結)	2022年11月期 (連結)
1株当たり当期純損失	△52.08円	△29.97円	△176.44円
1株当たり年間配当金 (うち1株当たり中間配当金)	－円 (－)	－円 (－)	－円 (－)
実績配当性向	－%	－%	－%
自己資本当期純利益率	－%	－%	－%
純資産配当率	－%	－%	－%

- (注)1. 当社は、2020年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純損失は、2020年11月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。
2. 自己資本当期純利益率は、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
3. 1株当たり年間配当金（1株当たり中間配当金）、実績配当性向、純資産配当率については、配当を実施していませんので、記載しておりません。

ご注意：本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

### 3. その他

#### (1) 配分先の指定

該当事項はありません。

#### (2) 潜在株式による希薄化情報等

転換価額が未定のため、算出しておりません。転換価額の確定後、お知らせいたします。

#### (3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

##### ① エクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額 (千円)	増資後資本金 (千円) (注)4.、5.、 6.、7.、8.	増資後資本準備金 (千円)
2020年10月12日 (注)1.	449,998	9,572,484	4,584,549
2021年4月16日 (注)2.	558,327	9,912,994	3,087,074
2021年8月17日 (注)3.	31,572,000	25,742,902	18,916,983
2022年4月8日 (注)2.	872,947	26,233,334	17,482,514
2022年10月7日 (注)2.	55,112	26,305,718	17,554,898
2023年4月7日 (注)2.	629,445	26,673,395	9,333,420

(注) 1. 株式会社アール・アンド・エー・シーの完全子会社化に伴う簡易株式交換による新株式発行

2. 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行

3. 海外募集による増資

4. 2020年10月13日から2021年2月25日までの間に、新株予約権の行使により、資本金及び資本準備金がそれぞれ増加し、資本金が9,624,337千円、資本準備金が4,636,401千円となっております。2021年2月26日に、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を減少し、その他資本剰余金へ振り替えています。2021年2月27日から2021年4月15日までの間に、新株予約権の行使により、資本金及び資本準備金がそれぞれ増加し、資本金が9,633,830千円、資本準備金が2,807,911千円となっております。

5. 2021年4月17日から2021年8月16日までの間に、新株予約権の行使により、資本金及び資本準備金がそれぞれ増加し、資本金が9,956,902千円、資本準備金が3,130,983千円となっております。

6. 2021年8月18日から2022年4月7日までの間に、新株予約権の行使により、資本金及び資本準備金がそれぞれ増加し、資本金が25,796,860千円、資本準備金が17,046,040千円となっております。

7. 2022年4月9日から2022年10月6日までの間に、新株予約権の行使により、資本金及び資本準備金がそれぞれ増加し、資本金が26,278,162千円、資本準備金が17,527,342千円となっております。

8. 2022年10月8日から2023年2月21日までの間に、新株予約権の行使により、資本金及び資本準備金がそれぞれ増加し、資本金が26,318,875千円、資本準備金が17,568,055千円となっております。2023年2月22日を効力発生日として、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額8,620,659千円をその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰

ご注意：本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目録見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。

余金の全額を繰越利益剰余金に振り替えております。2022年2月23日から2023年4月6日までの間に、新株予約権の行使により、資本金及び資本準備金がそれぞれ増加し、資本金が26,358,672千円、資本準備金が8,987,192千円となっております。

## ② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	2020年11月期 (注)3.、4.	2021年11月期	2022年11月期	2023年11月期 (注)1.
始 値	4,815 円 □4,550 円	4,695 円	7,520 円	5,180 円
高 値	10,650 円 □4,720 円	9,190 円	7,640 円	6,487 円
安 値	3,530 円 □4,350 円	3,940 円	2,781 円	3,900 円
終 値	8,960 円 □4,720 円	7,820 円	4,885 円	6,277 円
株価収益率 (注)2.	—	—	—	—

(注)1. 2023年11月期の株価等については、2023年8月1日(火)現在で記載しております。

2. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値です。なお、2020年11月期、2021年11月期及び2022年11月期に関しては当期純損失を計上しているため、また、2023年11月期については未確定のため、いずれも記載しておりません。
3. 当社は、2020年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
4. □印は、上記(注)3.の株式分割による権利落ち後の株価(2020年11月27日から2020年11月30日まで)を記載しております。

## (4) ロックアップについて

当社の株主である辻 庸介及び市川 貴志は、本新株予約権付社債に係る引受契約書の締結日に始まり、本社債の払込期日(当日を含む。)から起算して90日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」といいます。)中、幹事引受会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換可能な有価証券、当社株式を取得又は受領する権利を表象する有価証券等の売却又は処分等(但し、当社からインセンティブとして付与された新株予約権の権利行使等を除く。)を行わない旨、合意しております。

さらに、当社は、ロックアップ期間中、幹事引受会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換可能な有価証券又は当社株式を取得又は受領する権利を表象する有価証券の発行及びこれに類する行為(但し、本新株予約権付社債の発行及び売却、本新株予約権の行使による当社株式の発行又は交付、株式分割、当社のインセンティブプランによる新株式発行、及びストックオプションとしての新株予約権の権利行使による当社株式の発行又は交付等を除く。)を行わない旨、合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、幹事引受会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意：本書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成され、発行会社から入手可能な、発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報及び財務諸表を含む英文目録見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われず、同社債の登録も行われません。